

民生委員・児童委員活動と地域福祉権利擁護事業についての基本的考え方

※「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年4月より、「日常生活自立支援事業」に名称変更となりました。

1. 民生委員・児童委員活動における地域福祉権利擁護事業との連携について

今日、高齢化を背景に、在宅で生活する認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者など、判断能力が不十分なため何らかの支援を必要とする人びとが顕在化してきている。

とくに、こうした人びとが、公共料金の支払いや年金や預貯金の管理などが十分にできないために、生活上の支障を来したり、財産上の問題やさまざまな契約に関わるトラブルに巻き込まれるということも起こっている。

これらの状況から、民生委員・児童委員が日常生活費の支払いの手助けや管理を行う、また場合によってはやむを得ず通帳や証書などを預かるということがあった。

しかし、こうした民生委員・児童委員の善意による活動が、却って周囲から誤解を受ける場合や、民生委員・児童委員自身が財産をめぐる紛争等に巻き込まれるといった実態も見られた。

地域福祉権利擁護事業が開始されたことによって、支援を必要とする人びとにとっては、日常生活を支えるよりきめ細かな体制が整えられることとなった。このことによって、これまで民生委員・児童委員活動のなかでは対応が難しかった、金銭管理に関する援助に加え、福祉サービスの利用援助等が促進されることが期待できる。

民生委員・児童委員は地域福祉権利擁護事業の意義と役割を理解するとともに、この事業を必要としている人びとに利用促進の働きかけを行い、利用につなげることが必要である。そのことによって、民生委員・児童委員の本来の活動である、住民の立場に立った相談・支援活動を、これまで以上に展開することができることになる。

2. 地域福祉権利擁護事業にかかわる具体的な取り組み内容

○ 利用ニーズの掘り起こしの役割

日ごろから地域で相談・支援活動を行っている民生委員・児童委員には、地域福祉権利擁護事業の利用ニーズ掘り起こしの役割が期待される。

支援を必要とする人びととの関わりのなかから利用ニーズをキャッチする窓口の役割を果たす。

○ 事業への理解を広げ周知する役割

地域福祉権利擁護事業の目的や意義について住民への理解を広げ、周知していく役割が期待される。

○ 事業の利用につなげる役割

地域福祉権利擁護事業の利用希望についてはもちろんのこと、住民がさまざまなトラブルに巻き込まれることが予想されるような場合、社会福祉協議会にその情報をつなげ、対応を検討すること等も期待されている。

○ 事業を支えていく役割

地域福祉権利擁護事業の実施にあたっては、初期相談段階での対応が重要であることから、社会福祉協議会においては民生委員等からの連絡に対応できる体制を確保するとともに、利用の必要性や生活状況の把握において民生委員等の協力を得ることがあげられており、この面での民生委員の役割が必要とされている。また、地域福祉権利擁護事業の理解促進や事業の円滑な実施のために設置される、関係機関連絡会議の構成員としても民生委員児童委員協議会の参画が期待されている。

また、日頃の活動で築いた信頼関係を活かし、日常的な相談・支援活動のなかから地域福祉権利擁護事業の利用者の要望や感想、利用者にとってさらに援助が必要と思われる事項等を生活支援員や社会福祉協議会に仲立ちする等、利用者の立場に立って事業を支える役割が期待される。ただしこれらの支援を行う場合は、本人の意思を十分に尊重することが前提であることに配慮する。

なお、事業を利用しようとする人、あるいは支援計画を見直す希望のある人に対して社会福祉協議会が訪問調査を行う際に、本人もしくは社会福祉協議会の求

めに応じて立会うなどの役割を果たすことも必要となる。この場合も、本人に対する面接調査であることに留意し、対応することが必要である。

○ 相談・支援活動の強化

住民の生活を支えるためには、地域福祉権利擁護事業における契約内容に基づく援助のほか、これまでどおり民生委員・児童委員による相談・支援活動を展開することが不可欠である。

安心した生活を送るためには、訪問、見守りなどの活動が、担当の生活支援員と連携しながら、生活支援員が行う援助と並行して行われることが必要で、このことにより、きめの細かい支援が実現される。

3. 地域により民生委員・児童委員が生活支援員となる場合について

生活支援員には幅広い分野からの登用が期待されているが、他に人材が求められない場合は、民生委員・児童委員が生活支援員となることもやむを得ないとされている。この場合は、生活支援員として社会福祉協議会との雇用関係の中で、利用者との契約に基づいた援助活動を行うことになる。

民生委員・児童委員が生活支援員として担当区域外で活動する場合は、その利用者のいる区域の担当民生委員・児童委員と連携をとりながら活動を行うことが必要である。

4. 地域における相談・支援活動の推進

このように、地域福祉権利擁護事業の実施にあたっては民生委員・児童委員による活動がますます重要となるとともに、地域福祉権利擁護事業の対象とならない人びとに対する相談・支援活動をこれまでどおり展開していくことが重要である。

平成12年3月7日

平成11年度第3回全民児連評議員会において確認